

★ 広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例（条例第二十二号）（行政管理課）

一 改正の理由

市町村合併による生活圏域の広域化や市町への権限移譲の進展等を踏まえ、地域における総合行政は住民に身近な市町に委ねることを基本に行政機関を再編することとし、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 地域事務所の廃止及び個別行政機関の設置

県内七か所の地域事務所を廃止し、個別行政機関として、次のとおり総務事務所、県税事務所、厚生環境事務所、農林水産事務所及び建設事務所を設置することとした。

(一) 総務事務所

(1) 分掌事務

ア (二)から(五)までの行政機関（以下「各行政機関」という。）の庶務、経理等に
関する事務

イ 各行政機関等の連絡調整に関する事務

ウ 各行政機関の危機管理の総括に関する事務

エ 県民相談その他の県民生活に関する事務

(2) 名称等

名称	位置	所管区域
広島県西部 総務事務所	広島市中区基 町	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿 日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県 郡及び豊田郡
広島県東部 総務事務所	福山市三吉町 一丁目	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡及び 神石郡
広島県北部 総務事務所	三次市十日市 東四丁目	三次市及び庄原市

(二) 県税事務所

(1) 分掌事務

県税に関する事務

(2) 名称等

名称	位置	所管区域
広島県西部 県税事務所	広島市中区基 町	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿 日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県 郡及び豊田郡
広島県東部 県税事務所	福山市三吉町 一丁目	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡及び 神石郡

広島県北部 県税事務所	三次市十日市 東四丁目	三次市及び庄原市
----------------	----------------	----------

(三) 厚生環境事務所

(1) 分掌事務

保健、福祉及び環境保全に関する事務

(2) 名称等

名称	位置	所管区域
広島県西部 厚生環境事 務所	廿日市市桜尾 二丁目	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡
広島県東部 厚生環境事 務所	尾道市古浜町	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡及び 神石郡
広島県北部 厚生環境事 務所	三次市十日市 東四丁目	三次市及び庄原市

(3) 経過措置

当分の間、広島県西部東厚生環境事務所を東広島市西条昭和町に置き、その所管区域を竹原市、東広島市及び豊田郡とし、広島県西部厚生環境事務所の所管区域を広島市、呉市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡及び山県郡とすることとした。

(四) 農林水産事務所

(1) 分掌事務

農業、林業及び水産業に関する事務

(2) 名称等

名称	位置	所管区域
広島県西部 農林水産事 務所	広島市中区基 町	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡
広島県東部 農林水産事 務所	福山市三吉町 一丁目	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡及び 神石郡
広島県北部 農林水産事 務所	庄原市東本町 一丁目	三次市及び庄原市

(五) 建設事務所

(1) 分掌事務

(2) 土木及び建築に関する事務
名称等

名称	位置	所管区域
広島県西部建設事務所	広島市南区比治山本町	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡
広島県東部建設事務所	福山市三吉町一丁目	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡及び神石郡
広島県北部建設事務所	三次市十日市東四丁目	三次市及び庄原市

2 保健所の再編及び名称変更等

(一) 県内七か所の保健所を、厚生環境事務所に合わせて三か所に再編し、次のとおり名称等を変更することとした。

現行	改正案		
	名称	位置	所管区域
広島県広島地域保健所	広島県西部保健所	廿日市市	竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡
広島県呉地域保健所	広島県東部保健所	尾道市古浜町	三原市、尾道市、府中市、世羅郡及び神石郡
広島県芸北地域保健所	広島県北部保健所	現行どおり	現行どおり
広島県東広島地域保健所	広島県北部保健所	現行どおり	現行どおり

(二) 経過措置

当分の間、広島県西部東保健所を東広島市西条昭和町に置き、その所管区域を竹原市、東広島市及び豊田郡とし、広島県西部保健所の所管区域を大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡及び山県郡とすることとした。

3 関係条例の一部改正

1及び2に伴い、次の条例について所要の改正を行った。

- (一) 職員の特種勤務手当に関する条例
- (二) 広島県税条例
- (三) 広島県感染症診査協議会条例

三 施行期日

平成二十一年四月一日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第二十三号）（行政管理課）

- 一 改正の理由
 知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するなどのため、必要な改正を行った。
- 二 改正の内容

1 市町が処理する事務に追加するもの

事務の範囲	対象市町
一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく事務のうち、一般廃棄物処理施設の設置の許可等	北広島町
二 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく事務のうち、回収命令その他被害発生防止の措置命令等	北広島町
三 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づく事務のうち、導入計画の認定等	三次市
四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく事務のうち、特定路外駐車場の設置の届出の受付等	市町（広島市、呉市及び福山市を除く。）

2 市町を経由することにより処理する事務に追加するもの

事務の範囲	対象市町
一 大気汚染防止法に基づく事務のうち、ばい煙発生施設の設置の届出の受付等	安芸太田町及び北広島町
二 水質汚濁防止法に基づく事務のうち、特定施設の設置の届出の受付等	安芸太田町及び北広島町
三 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく事務のうち、公害防止統括者等の選任等の届出の受付等	安芸太田町及び北広島町
四 ダイオキシンの対策特別措置法に基づく事務のうち、特定施設の設置の届出の受付等	安芸太田町及び北広島町
五 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく事務のうち、ばい煙関係特定施設の設置の届出の受付等	安芸太田町及び北広島町

3 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

平成二十年十月一日。ただし、二3の改正 平成二十年七月十四日

★ 広島県手数料条例の一部を改正する条例（条例第二十四号）（財政課）

一 改正の要旨

温泉法及び薬事法施行規則の一部が改正されたことに伴い、新設された事務に係る手数料を定めるなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十年七月十四日。ただし、温泉法の一部改正に係る改正規定は、平成二十年十月一日

★ 広島県税条例の一部を改正する条例（条例第二十五号）（税務課）

一 改正の要旨

地方税法の一部が改正されたこと及び地方法人特別税等に関する暫定措置法が制定されたことに伴い、県民税、法人の事業税及び不動産取得税に関する規定を改正した。

1 県民税

- (一) 県民税の納税義務者のうち公益法人等について、一定の要件を満たす法人である政党等を加えることとした。
 - (二) 個人の県民税に係る寄附金控除の方式等をおり見直すこととした。
 - (1) 控除方式を所得控除から税額控除に改め、控除率は四パーセントとする。
 - (2) 寄附金の控除対象限度額を総所得金額等の二十五パーセントから三十パーセントに引き上げるとともに、控除適用下限額を十万円から五万円に引き下げる。
 - (三) 地方公共団体に対する寄附金税制を次のとおり見直すこととした。
 - (1) 出身地などの地方公共団体に対する寄附金が、控除適用下限額である五千円を超える場合、その超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除する。
 - (2) 寄附金控除の対象は、地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金と合わせて総所得金額等の三十パーセントを上限とする。
 - (四) 個人の県民税に係る証券税制を次のとおり見直すこととした。
 - (1) 上場株式等に係る譲渡益及び配当に対する個人県民税の軽減税率を平成二十年十二月三十一日をもって廃止する。
 - (2) (1)において、五百万円以下の譲渡益、百万円以下の配当については、平成二十年十二月三十一日まで特例措置として軽減税率を適用する。
 - (3) 配当所得については、総合課税又は申告分離課税のどちらかを選択できることとする。
 - (4) 申告分離課税において、配当と譲渡損を相殺して課税する損益通算の制度を設けるなど、規定の整理を行う。
 - (五) 公益法人制度改革に対応するため、法人の県民税（均等割）の税率を見直し、公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人については最低税率を適用することとした。
 - (六) その他
 - 寄附金税額控除に係る規定の整備に伴い、関係規定の整理を行った。
- 2 法人の事業税
- (一) 地方法人特別税の創設に伴い、所得割及び収入割の標準税率を引き下げることとした。
 - (二) 公益法人制度改革に対応し、公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人については、外形標準課税の適用対象外とすることとした。

3 不動産取得税

公益法人制度改革に対応し、公益社団・財団法人が使用するために一定の不動産を取得した場合は非課税等とされたことに伴い、納税義務免除、徴収猶予の申請手続の規定等の整理を行った。

4 その他

引用条項など必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

- 1 2から6まで以外の改正 平成二十一年四月一日
- 2 一2(一)の改正 平成二十年十月一日
- 3 一1(一)及び(五)、一2(二)並びに一3の改正 平成二十年十二月一日
- 4 一1(四)(1)(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る個人の県民税の課税の特例に係る規定を除く。)、一1(四)(2)及び一4(株式等譲渡所得割の申告納入等に係る規定に限る。)の改正 平成二十一年一月一日
- 5 一1(四)(3)及び(4)の改正 平成二十二年一月一日
- 6 一1(四)(1)及び一4の改正(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に
係る個人の県民税の課税の特例に係る規定に限る。) 平成二十二年四月一日

★ 広島県感染症診査協議会条例の一部を改正する条例（条例第二十六号）（健康対策課）

一 改正の要旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部が改正され、感染症の類型に新型インフルエンザ等感染症が追加されたことに伴い、必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

平成二十年七月十四日

★ 広島県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十七号）（森林保
全課）

一 改正の要旨

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引
用条項の整理を行った。

二 施行期日

平成二十年七月十四日

★ 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十八号）

（都市事業管理課）

一 改正の要旨

独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴い、風致地区内で許可を要する行為を行う場合に許可に代えて協議によることとされている団体について必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十年七月十四日

★ 広島空港県営駐車場管理条例の一部を改正する条例（条例第二十九号）（企業局）

一 改正の要旨

広島空港及び周辺施設の利用者に対するサービスの向上を図るため、広島空港県営駐車場の料金についてクレジットカードでの納付を可能とするよう必要な規定の整備を行った。

二 施行期日

公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日